

仕様書

1 委託業務の名称

「文化首都・京都の夜の魅力創出シンポジウム・ワークショップ（仮）」企画運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託契約締結時には、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

4 事業の趣旨・目的

本事業は、文化庁が本格移転し、名実ともに「文化首都」となった京都において、大阪・関西万博の開催や観光需要の回復を見据え、文化・観光・まちづくりなどを横断する幅広い関係者が連携し、京都ならではの新たな夜の魅力や価値を創出することを目的に実施するものである。

今年度は、シンポジウムを開催することにより、京都ならではの新たな夜の魅力や価値を創出する機運醸成を図るとともに、文化芸術をはじめとした様々な分野で活躍する人々が交流するワークショップを開催し、意見を集約することで具体的な施策につなげる。また、とりまとめた意見を冊子等により見える化し、以降の機運醸成に活かす。

5 業務の内容

本事業の趣旨・目的を理解したうえで、以下に掲げる業務を行うこと。本事業の目的に適うと思われる、委託金額内で実施可能なアイデア等がある場合は、積極的に独自提案を行うこと。

(1) シンポジウム及びワークショップの企画運営

ア 役割

基調講演や登壇者のクロストーク等を通じて、京都ならではの新たな夜の魅力・価値を創出する意義を理解するとともに、その機運を醸成するためのシンポジウムを企画・運営する。

また、文化芸術をはじめとした様々な分野で活躍する人々の交流により、京都ならではの新たな夜の魅力・価値の創造につなげていくことを目的としたワークショップを企画・運営する。

イ 開催回数

シンポジウム：1回

ワークショップ：2回以上

ウ 開催予定時期

いずれも令和5年12月上旬～令和6年1月中旬

エ 場所

いずれも京都市内で交通至便な場所で実施すること

オ 参加予定人数及び対象者

- ・ シンポジウム
200名程度（参加希望者を一般募集）
- ・ ワークショップ

1回当たり30名程度。参加者は、交流することで京都の新たな夜の魅力、価値の創造につながることを期待できる、文化芸術、観光、まちづくりなど各分野で活躍されている方を想定。

(2) 本事業に関する広報業務

チラシ、ポスター（デザイン、印刷を含む。）作成のほか、受託希望者の提案する広報の実施。なお、内容や数量については、本市と協議のうえ決定する。

(3) 運営管理

- ア 委託業務全体のスケジュール管理
- イ 委託業務における支出に関する証票の管理
- ウ 実施に必要な下見や事前調整及びそれらに係る調整や手配
- エ 関係者、関係団体との連絡調整

(4) 事業報告書等作成業務

シンポジウム及びワークショップに係る次の資料について、終了後速やかに作成し、京都市に提出すること。なお、以下イ・ウについては、印刷し、配布する。内容や数量については本市と協議のうえ決定する。

- ア 議事録
- イ 事業報告書（記録写真含む）

6 報告書

次に掲げる資料について、委託業務完了後速やかに作成し、電子データで京都市に提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) その他当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料

7 支払手続

委託業務完了後、京都市において上記「5（4）事業報告書等作成業務」及び「6 報告書」において作成する資料の内容等に基づき履行を確認したうえで、受託者の請求により支払う。

8 留意点

- (1) 本業務で履行した内容は、すべて本市に帰属するものとする。受託者は成果品を本市の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。ただし、受託者の知的財産を活用した成果の取扱いについては契約書で定めるものとする。
- (2) 受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、本事業の実施に係る責任者を配置すること。

- (3) 受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、本仕様書に定めのない事項については、本市の指示に従うこと。
- (5) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、本市に書面により申請し、承認を得ること。